

まほろば秦野通信

令和2年5月15日

タイトル	民法改正後も成人式は20歳に
When (いつ)	令和5年1月開催以降の成人式
Where (どこで)	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館（平沢82） （予定）
Who (だれが)	平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
What (なにを)	民法改正案が可決され、令和4年（2022年）4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、その後の成人式の対象年齢について検討した結果、令和5年1月開催以降も、現在と同じ20歳を対象に式典を開催する。
How (どのように)	
Why (なぜ)	<ul style="list-style-type: none">・18歳は大学受験等進路決定時期と重なり参加者や保護者の負担が大きく、新成人で組織する実行委員会が成人式を運営することも困難と思われるため。・20歳で実施する場合は、就職や進学等で地元を離れた人も多く参加することとなり、家族や旧友、郷土とのつながりを認識するよい機会となるため。
過去の実績	令和2年1月13日開催 対象新成人：1,720人、参加者：1,029人
今後の取り組み	現在、「秦野市新成人のつどい」の名称で実施しているが、今後改称の予定。新名称は令和2年度中に決定する予定。
問い合わせ	こども育成課 地域子育て担当 担当：安岡 電話0463（86）6270